

# 令和6年度 地域密着型 サービス等事業所集団指導

長野市高齢者活躍支援課

幸せ実感都市『ながの』



# 定期巡回・随時対応型 訪問介護看護



# 随時対応サービスの集約化できる範囲の見直し

- ▶ 適切な訪問体制が確実に確保されており、利用者へのサービス提供に支障がないことを前提に、事業所所在地の都道府県を越えて事業所間連携が可能であることを明確化する。



# 基本報酬の見直し

| 介護度  | 介護利用者    | 介護・看護利用者 | 夜間にのみサービスを必要とする利用者   |
|------|----------|----------|--|
| 要介護1 | 5,446単位  | 7,946単位  | 【定額】<br>・基本夜間訪問サービス費：989単位／月   |
| 要介護2 | 9,720単位  | 12,413単位 | 【出来高】<br>・定期巡回サービス費：372単位／回<br>・随時対応サービス費（Ⅰ）：567単位／回<br>・随時対応サービス費（Ⅱ）：764単位／回<br>（2人の訪問介護員により訪問する場合） |
| 要介護3 | 16,140単位 | 18,948単位 |  |
| 要介護4 | 20,417単位 | 23,358単位 | 注：要介護度によらない  |
| 要介護5 | 24,692単位 | 28,298単位 |  |



# 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算

- ▶ 当該事業所が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している登録者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合は、1月につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

## <別に厚生労働大臣が定める地域>

離島振興対策実施地域／奄美群島／豪雪地帯及び特別豪雪地帯／辺地／振興山村／小笠原諸島／半島振興対策実施地域／特定農山村地域／過疎地域／沖縄振興特別措置法に規定する離島



# 総合マネジメント体制強化加算（Ⅰ）①

## ▶ 従来の要件

- (1) 利用者の心身の状況又はその家族等を取り巻く環境の変化に応じ、随時、介護支援専門員、看護師、准看護師、介護職員その他の関係者が共同し、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の見直しを行っていること。
- (2) 地域の病院、診療所、介護老人保健施設その他の関係施設に対し、事業所が提供することのできるサービスの具体的な内容に関する情報提供を行っていること。



# 総合マネジメント体制強化加算（Ⅰ）②

## ▶ 新たに加わった要件

(3) 日常的に利用者に関わりのある地域住民等の相談に対応する体制を確保していること。

(4) 地域住民等との連携により、地域資源を効果的に活用し、利用者の状態に応じた支援を行っていること。



# 総合マネジメント体制強化加算（Ⅰ）③

(5) 次のいずれかに適合すること

ア 障害福祉サービス事業所、児童福祉施設等と協働し、地域において世代間の交流を行っていること。

イ 地域住民等、他のサービス事業者等と共同で事例検討会、研修会等を実施していること。

ウ 要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のため必要な事業や、医療に関する専門的知識を有する者が、介護サービス事業者、居宅における医療を提供する医療機関その他の関係者の連携を推進する事業等に参加していること。

エ 地域住民及び利用者の住まいに関する相談に応じ、必要な支援を行っていること。



# 認知症専門ケア加算（Ⅰ）

- (1) 事業所における利用者の総数のうち、日常生活自立度Ⅱ以上の認知症高齢者の占める割合が2分の1以上であること。
- (2) 認知症介護実践リーダー研修等修了者を、日常生活自立度Ⅱ以上の者の数の区分に応じて、当該区分に定める数以上配置していること
  - 20人未満の場合：1以上
  - 20人以上の場合：1に、当該対象者の数が19を超えて10又は端数を増すごとに1を加えて得た数
- (3) 当該事業所の従業者に対する認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的を開催していること。



# 認知症専門ケア加算（Ⅱ）

- (1) 「（Ⅰ）の要件(2)及び(3)」の基準のいずれにも適合すること
- (2) 事業所における利用者の総数のうち、日常生活自立度Ⅲ以上の認知症高齢者の占める割合が100分の20以上であること
- (3) **認知症介護指導者研修等修了者**を1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施していること
- (4) 介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定していること



# 口腔連携強化加算

- ▶ 口腔の健康状態の評価を実施した場合において、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合に、1月に1回に限り加算する。
- ▶ 利用者の口腔の健康状態に係る評価を行うに当たって、歯科訪問診療料の算定実績がある歯科医療機関の歯科医師・歯科衛生士が、当該従業者からの相談等に対応する体制を確保し、その旨を文書等に取り決めていること。



# 緊急時訪問看護加算（Ⅰ） 退院時共同指導加算

## ○緊急時訪問看護加算（Ⅰ）

- (1) 利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にあること。
- (2) 緊急時訪問における看護業務の負担の軽減に資する十分な業務管理等の体制の整備が行われていること。

## ○退院時共同指導加算

病院等に入院中又は入所中の者が退院又は退所するに当たり、看護師等が、当該者又はその看護に当たっている者に対して、病院等の主治の医師等と共同し、在宅での療養上必要な指導を行う際、当該指導内容を文書以外の方法で提供することを可能とする。



# 受講確認について

- ▶ 「説明動画の視聴＋資料の閲覧」及び受講確認票の提出を以て、出席となります。

- ▶ 報告方法

ながの電子申請サービス（長野市）から受講確認票の申請を行ってください。

[https://apply.e-tumo.jp/city-nagano-nagano-u/offer/offerList\\_detail?tempSeq=52087](https://apply.e-tumo.jp/city-nagano-nagano-u/offer/offerList_detail?tempSeq=52087)

- ▶ 報告期限

令和7年3月31日（月）

